

平成29年八郎潟町議会6月定例会 会議録

設

第1日目 平成29年6月6日(火)

議長 村井 剛 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。5番 石井清人君、6番 北嶋賢子君を指名いたします。
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。
去る5月30日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。
今回の定例会の議案は、条例の一部改正1件、平成29年度補正予算関係4件、承認は条例の一部改正の専決処分案件が2件、及び人事案件が2議案、報告は繰越明許費繰越計算書4件であります。また陳情は2件で、一般質問者は5名となっております。
次に、平成29年度の議員派遣につきましては、南秋田郡の議員大会が7月27日井川町で、県の議員研修会が8月1日秋田市で、それぞれ開催されます。
今定例会の日程は、初日が諸般報告、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、議案承認、陳情について各常任委員会に付託することといたします。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。
以上とおおり、今定例会の会期は、皆さんに配付いたしました資料のとおり、本日から9日までの4日間で行うことにいたしました。よろしくご理解を賜りご協力下さいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 村井 剛 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日6日から9日までの4日間と決定してご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、本日から9日までの4日間と決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、諸般報告に入ります。始めに議長の諸般報告です。この報告は、平成29年3月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議なしと認めます。次に、各組合議会の諸般報告に入ります。各広域組合議会の状況・課題等について、関係組合議員からの報告を頂きます。
始めに、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議員からの報告をお願いいたします。

2番 柳田裕平 八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会のご報告をいたします。
平成29年3月23日八郎潟役場3階会議室に於いて、平成29年第1回八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会定例会が開催されました。本定例会では、平成29年度一般会計予算案についての審議と、副議長選挙を行っております。
議案第1号 平成29年度一般会計予算については、歳入歳出の総額で、2,950万3千円の予算で、対前年度比、526万円、率にして約18%の増額となりました。主な要因は、秋田県総合事務組合の負担金条例の一部が改正され、職員退職手当調整

設 負担金で大幅に、増額となったことによるものでございます。
歳入では、分担金及び負担金が2,749万7千円で、歳出の増額により706万5千円の増額、施設使用料はし尿及び浄化槽汚泥の若干の減少により、100万4千円で5千円の減額であります。
歳出では、議会費が21万8千円で議員研修を前年度実施していたことから、24万1千円の減額、総務費が1,693万9千円で、先程も説明しましたが、人件費の職員退職手当調整負担金が大幅増になったことから、597万9千円の増額、衛生費が1,134万6千円で前年度実施している施設の経年劣化及び延命化対策の設備・機器整備事業費の微増があるものの、消耗薬品費等の減額により47万8千円の減額であります。
なお、五城目町のし尿・浄化槽汚泥受け入れに伴う、処理施設改修工事費については補正予算に計上することとしております。
また、八郎潟町選出の組合議員改選に伴う副議長選挙の結果については、満場一致で私、柳田が当選いたしました。以上でございます。

議長 村井 剛 次に、八郎湖周辺清掃事務組合議員からの報告をお願いいたします。

5番 石井清人 八郎湖周辺清掃事務組合議会の内容を報告いたします。
去る3月21日、八郎湖周辺クリーンセンターにおいて3月定例会が開催されました。議案は、平成29年度一般会計予算案についてであります。それから監査委員の選任案についてであります。当初予算の歳入歳出総額は6億2,072万7千円であります。前年と比較して金額で624万8千円、比率で1.0%の減であります。
予算の主なものとして、修繕料として1億4,245万4千円を計上しております。また、処理施設運転業務委託として1億5,610万円、そのほか各種検査業務・保守点検業務委託など、委託料全体で1億8,257万3千円を計上しております。
そのほか、公債費元利償還金として1億6,585万6千円を計上しております。
例年のごみ搬入量は、約16,500トン前後であります。29年度予算においては前年比400トンのごみ搬入量の減を見えています。その根拠は、家庭ごみの減少を見込んでいるためであります。
クリーンセンターは故障で休むことがあれば大変な事態になることから、計画修繕を毎年行っています。29年度においては、再燃焼室耐火物更新、バグフィルタろ布更新灰クレーン更新などがあります。
なお、監査委員に五城目町の本間信義氏が再任されております。
全会一致で原案通り可決いたしました。以上が八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告であります。

議長 村井 剛 最後に、湖東地区行政一部事務組合議員からの報告をお願いいたします。

6番 北嶋賢子 6番、北嶋賢子です。湖東地区行政一部事務組合議会より定例会のご報告を申し上げます。去る平成29年3月24日、午後3時より湖東地区消防本部会議室において定例会が行われました。副議長選挙も行っております。
議案は、条例改正案が3議案、平成29年度一般会計は歳入歳出予算の総額は、5億9,068万3千円と定めております。
歳出の主なものは、消防施設費の訓練塔壁改修工事、そして消防資器材搬送車等に、これは無線の付いている軽トラックだそうです。その他人件費等でございます。
全会一致で可決されております。ご報告を終わります。

議長 村井 剛 以上で、各組合議会の報告を終わります。
これをもって、諸般報告を終わりたいと思います。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 おはようございます。
(町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるようまた、一人一問程度で簡潔をお願いいたします。
質問のある方は挙手していただきたいと思います。
はい、11番 伊藤議員

1 1 番 伊藤秋雄 いま、町長の行政報告にもありましたが、3月30日に開催された庁舎の建設検討委員会で、いろいろまず話合われたと思いますが、いままでの庁舎についての進捗状況と、それから今後の建設に向けての事業の展開をどのようにやって行くのか、その辺りの説明をよろしくをお願いします。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますが、これまでの進捗状況ということですが、役場職員におけます、役場庁舎プロジェクトチームで数回会議を開いており、その中で今後の進め方を確認しております。具体的にどこまで進んでいるかと申しますと、今回3月30日に開きました庁舎建設検討審議会に出すための、一番最初の数年前の案についての確認程度でございました。今後につきましては、この建設検討審議会を今年度3回開く予定としておりまして、具体的には今後の庁舎の機能的な部分について詰めて参りたいと思っております。
それから、ここにも書いてありますけれども現庁舎解体後の跡地整備についても意見をいただく予定としております。今年度中には庁舎建設の基本計画をまとめたと考えております。以上でございます。

1 1 番 伊藤秋雄 いま総務課長から説明がありましたが、今年中に基本計画を作成していきたいというお話がありました。それについて議会に対してどのように今度説明するのか、その辺りちょっとお知らせ願います。

総務課長 小野良幸 具体的なところの案・意見が出てきた段階で、議会の皆様に報告していきたいと思っております。その時期については、定例会の場所になるのか、議会全員協議会になるのかそこら辺は決めて参りたいと思っております。以上です。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、7番 加藤議員

7 番 加藤千代美 まず最初に、税金のことでお伺いしたいと思います。あ、もう一つですが公募型プロポーザル方式というものの説明をひとつ教えていただきたいと思っております。
それから税務関係ですけども、全体で3, 130名の申告があったと、申告するべき人は何人なのか、未申告の人もおるのかも教えていただきたいと思っております。
それから、はちらぼに関してなんですが報告ありましたけど、登記の申請がなされて活動しているということでありました。その登記がいつなされたのかそれを聞いてほしいと思っております。それから、登記するにあたって社員が10名以上いなければ申告出来ないということになってはいますけども、その10名の名前等もありましたら資料として出してもらいたいと、それからこの前説明された資料に基づいて、私聞いているんですが今日渡した資料とかみ合わせたんですが、なかなかうまくいかなかった訳でありますもう少し、こういうこまかい資料を早く渡してもらえれば私共もすごく参考になります。
それがなかなか出て来ないので、まあ質問いたしますけれども3月8日のさきがけ新報に、拠点施設の総事業費が1億1, 215万円、この内5, 607万円の補助金があるという話題が載っております。で私が計算したところ、この協議会に出された資料をたしますと、総予算額が1億70万6千円であります。この差額がいったいどうなっているのかちょっとそこを教えてくださいたいと思っております。
それからですね、いまざっと見たんですがNPO法人というのは、非営利法人な訳なんです

議長 村井 剛 7番 町長の行政報告に対しては、質問は出来るだけ一問程度にさせていただきたいという風にしておりますので、質問の内容を絞っていただければありがたいと思っております。

7 番 加藤千代美 いま、はちらぼに関して私は質問しているんですけど、この数値と今揚げた数値をまず教えてほしいということと、それから今日渡されたこの資料について伺いたいと思っております。この資料を見ると3年間で補助金が終わるということになっていきます。資料の3ページを見ますと3, 058万626円の経費がかかるということになっていきます。
人件費が、2, 963万2, 660円で経費がこの位かかると、で実際に収益と見合える補助金がなくなった段階で、収益が971万9千円しかないことになっていきます。3年後にはですね。この収支報告書を見ると2ページの一番最初の方を見ると、営業収益が段々少なくなっていく訳です。そうした場合にこれが赤字になるんじゃないかという懸念がある訳なんです、その点をどうするのかこれも一つ教えてくださいたいと思っております。

議長 村井 剛 7番 加藤議員、この後の議案の上程等ともいろいろ絡んでいる問題もありますので町長の行政報告に対する質問事項がどれなのか、一つ絞っていただければ有り難いと思設
います。

7番 加藤千代美 じゃあ、行政報告に対する質問を伺いますが、まず税金の関係が一つであります。それから言葉の概念、それからまずそれについて教えてほしいと思います。

総務課長 小野良幸 公募型プロポーザル方式の内容でございますが、複数の業者の方に企画を提案して
いただいて、その中から最も優れたものを選定するものでございます。
公共交通網形成計画にあたりましては、公共交通に関してかかえる問題・課題を解決
して住民等の関係者と十分に会議が出来る計画策定に向けた調査も実施して参ります。
で、この方式を採用してございます。以上でございます。

税務課長 千田浩美 申告すべき人数でございますけども、ちょっと資料持ってきておりません。詳しい
ことまでわかっておりません。4千人超と考えております。あと未申告に関しては、確
かに申告に来ていない人はおります。その方々に関しましては、今後通知をして申告に
来るよう呼びかけております。以上でございます。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。ないようでありますので、これにて町長の行政報告に
対する質問を終わります。
次に、日程第5、議案第34号から、日程第12、陳情までの議案5件、承認2件、
陳情2件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますがお異議ござい
ませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。提案理由の説明を求
めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします、議案及び承認の概要についてご説明申し上げます。
始めに、会議日程資料7ページをご覧ください。
議案第34号 八郎潟町職員の育児休業等に関する条例及び八郎潟町職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例について
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を
行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、平成29年1月1日に施行さ
れたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。
主な改正点は、育児休業の取得要件の拡大や介護休暇の取得単位の柔軟化等であり
ます。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。
議案第35号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について
1ページ、歳入歳出に、それぞれ1億2,998万2千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を32億277万9千円としております。
10・11ページ、歳入の主なものは、国庫支出金、民生費国庫負担金、社会福祉費
負担金に、障害児給付費負担金68万7千円を、また、民生費県負担金、社会福祉費
負担金に、障害児給付負担金36万4千円をそれぞれ追加しております。
これは、日常生活の自立支援や機能訓練を目的に、障害を持った子どもが児童発達支
援センター等に通った場合の給付費について、国が2分の1、県が4分の1を負担する
ものなどであります。
農林水産業費国庫補助金、農業費補助金の青年就農給付金を150万円減額し、農林
水産業費県補助金、農業費補助金の農業次世代人材投資資金に150万円を追加してお
ります。
これは、農業を始める青年を支援する国庫支出金の青年就農給付金の事業内容の一部
変更に伴う財源の組み換えであります。
12・13ページ、教育費県補助金、教育総務費補助金に、いのちの教育あったかエ
リア事業費補助金112万4千円を追加しております。
これは、学校・家庭・地域の連携により、地域の特色を生かした道徳教育の取り組み
に対する県支出金であります。

繰入金の八郎潟町地域振興施設整備基金に2千万円の追加は、NPO法人 H a c h i L A Bが運営する仮称まちづくり活動センター等の備品購入に係るものであります。

14・15ページ、町債、農林水産業債、過疎対策事業債に、基幹水利施設ストックマネジメント事業債4,770万円を追加しております。

これは、県営土地改良事業に対する町負担金について、後年度の元利償還金の70パーセントが交付税措置される過疎対策事業債を充てるものであります。

なお、12・13ページ、補正一般財源につきましては、前年度繰越金に5,950万5千円を追加しております。

次に、歳出の主な内容ですが、屋外遊具を設置している13ヶ所の公園について、危険遊具10基を撤去し24基の遊具について修理を行います。

16・17ページ、財産管理費、18・19ページ、児童福祉総務費、20・21ページ、中央児童館運営費、26・27ページ、児童公園管理費のそれぞれの修繕料に、総額200万4千円を計上しております。

18・19ページ、社会福祉費、障害福祉費、扶助費に障害児給付費125万9千円を追加しております。

これは、障害児の日常生活の自立支援や機能訓練を目的に、児童発達支援センター等に通った場合の給付費等であります。

22・23ページ、農林水産業費、農業費、担い手農家育成対策費、負担金補助及び交付金の青年就農給付金150万円の減額、及び農業次世代人材投資資金150万円の追加は、事業内容の一部の変更により、予算を組み換えたものであります。

農地費、負担金補助及び交付金に戸村地区ため池等整備事業費負担金641万3千円を追加しております。

これは、県営土地改良事業に対する町負担割合4パーセント分の負担金で、戸村土地改良区が管理する上横止頭首工の修繕事業に係るものであります。

基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金4,770万円の追加は、県営土地改良事業に対する町負担割合10パーセント分の負担金で、八郎潟土地改良区が管理する真坂、夜叉袋及び川口地区揚水機の改修事業に係るものなどであります。

24・25ページ、商工費、商工振興費、負担金補助及び交付金に、H a c h i L A B補助金4,315万8千円を追加しております。

これは、NPO法人H a c h i L A Bが運営する仮称まちづくり活動センターの人件費、備品購入費に加え、生鮮食料品等の販売を計画している旧武田鮮魚店の改修費、並びに運営に係る人件費、備品購入費などの補助金であります。

土木管理費、水路等管理費、委託料の調査測量委託料263万6千円の追加は、28年度に引き続き実施する浦大町地区の幹線水路詳細設計業務に係るものであります。

26・27ページ、道路橋梁費、道路維持舗装費、工事請負費に、町道下水路整備工事459万円を追加しております。

これは、町内会からの要望事項であります側溝修繕及び舗装に係る工事請負費であります。

除雪対策費、需用費の修繕料172万9千円の追加は、除雪機械の修繕に係るものであります。

社会資本整備総合交付金事業では、委託料の調査測量委託料248万1千円の追加及び工事請負費の町道整備工事248万1千円の減額は、労務単価の上昇及び設計書の精査により予算を組み換えたものであります。

住宅費、住宅管理費、需用費の修繕料168万9千円の追加は、町営住宅の内装及び屋根補修などに係るものであります。

28・29ページ、都市計画費、児童公園管理費、工事請負費に八郎潟町大道街区公園整備工事137万6千円を追加しております。公園の樹木選定、ベンチ及びフェンスの改修を実施して参ります。

消防費、施設費、負担金補助及び交付金の消火施設等負担金173万8千円の追加は旧一ノ関ストアに隣接する防火水槽の解体に伴い、旧新やなぎ館附近に消火栓を新設することから、その経費について上水道特別会計へ支払うものであります。

教育総務費、教育助成費、負担金補助及び交付金に、いのちのあったかエリア事業費補助金112万5千円を追加しております。これは、八郎潟小学校及び中学校が、地域の特色を生かした道徳教育に取り組むもので、それに係る経費について補助するものであります。

なお、各項目に計上されております人件費につきましては、34ページ「給与費明細書」に記載しており、合計で709万2千円の増額となっております。これは、職員2名の採用及び人事異動に伴うものであります。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第36号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

37ページ、歳入出に、それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,808万6千円としております。

42・43ページ、歳入には、国庫補助金、システム開発費等補助金の制度関係準備事業費補助金243万円を追加しております。

歳出の総務費、一般管理費、負担金補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金243万円の追加は、国民健康保険情報集約システム改修に伴うものであります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第37号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

45ページ、歳入歳出に、それぞれ10万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,669万3千円としております。

48・49ページ、歳入には、諸収入に秋田県後期高齢者医療広域連合から収入となる保険料還付金10万5千円を追加しております。

歳出には諸支出金、保険料還付金、償還金利子及び割引料の保険料還付金10万5千円の追加は、全国広域連合が算定している保険料システムに算定誤りがあり、過年度分保険料を町民へ還付するものであります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第38号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について

51ページ、収益的支出に107万2千円を追加し、総額を1億3,670万8千円としております。

資本的収入には173万8千円を追加し、総額を4,602万円としております。

52ページ、資本的支出には、173万9千円を追加し、総額を1億1,804万1千円としております。

54・55ページ、収益的支出の主なものは、賃金に78万5千円を追加しております。これは、7月から来年3月までの事務補助員1名分の賃金であります。

資本的収入の工事負担金には、消火栓の新設に係る一般会計からの負担金173万8千円を追加しております。

資本的支出では、委託料に工事設計委託料43万2千円を、工事請負費に130万7千円をそれぞれ追加しております。これは、旧一ノ関ストアに隣接する防火水槽の解体に伴い、旧新やなぎ館付近に消火栓を新設するものであります。

以上が上水道特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、承認についてであります。

資料20ページ

承認第1号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、原則平成29年4月1日に施行されることにより、所要の規程の整備を行うものであります。

主な改正内容は、上場株式等の配当所得に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の整備、耐震改修又は、省エネ改修を行った既存住宅に係る特例措置の拡充等であります。

議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したものであり、これについて議会の承認を求めるものであります。

資料53ページ

承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置を拡充したことあります。

議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したものであり、これについて議会の承認を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるよう、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。
設 始めに日程第5、議案第34号 八郎潟町職員の育児休業等に関する条例及び八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第34号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第35号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。はい、9番 近藤議員

9番 近藤美喜雄 色々聞きたいことはありますけども要約して、一つは15ページ、町債の中でこれは過疎債の適用というようなことですが、非常に内容が一般的に言いますと良い訳で、これを使わない手は無いなというようなことでよかったですと思っておりますが、この過疎債についての知識が、私もあまりよくわからないので、例えば年間の限度額みたいなものがあるのか、あるいは事業の内容によって色々おそらく審査はあると思っておりますけども、こういう風な点について、もし概要とかわかる範囲でひとつ教えていただければなと思っております。

それから、もう1点は、補正予算の25ページ、ここに私聞きたいのは2点ばかりありますけども、まず第1点は三倉鼻公園の東屋、この解体が委託されます。この状況を私もたまに見ておりましたけども非常に破損されている状況でありました。

ただ、ここは本町でも貴重な公園の一つでもあり、この後どうするのか解体してそれで終わりなのか、この後の考え方、計画というのはあるものかどうか、これを一つお知らせ願いたいと思っております。

ま、いずれにしても私の方の委員会であれば、また色々細かいところまで聞きますけども、そういう機会がありませんのでお願いしたいと思っております。

それからもう1点はですね、この間の全員協議会でもあったけども、はちらぼの件について、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

ここに、4、315万8千円を計上されてますけども、これは全体の流れからするとそんなに大きくない訳ですけども、全体からすると関連予算というのは、もうかなりの1億5、6千万になってると思っておりますが、そういうようなことで、はちらぼの状況というのが非常に気に掛かる場所です。私は、基本的にはこういう風な町がチャレンジすることについては、私は賛成です。

ただ、議員がわからない状況のままに予算が経過していくようなことであっては、うまくないと思っておりますので、あえて念を押してお聞きしたいと思っております。

この間、実は全員協議会でもあったけれども、あまり資料が出てどんどん説明されても、なかなか理解が出来ないので家に帰ってから、もう一回見直してみたりしてましたけど、まず2・3点ちょっと申し訳ないですけど教えてください。

この場で出来ないものもあれば、それはそれで結構でございます。後からまた、あるいは委員会でお聞きしたいと思っております。

1つはですね、いわゆる年間の収益、先程、加藤議員の方からもありましたけども、関連ちょっとあると思っておりますが、年間の収益を3つ挙げることを目標に掲げて、そしてしかも施設拠点そのものを中心にしなごらやりますので、拠点が出来る前、出来た後、

こういう風なことまで謳われていますが、ただ収益というバックデータがよくわからないので、というのはどういう風な考え方で収益というものを出してるのか、というのは今われわれの所からは、人件費、その他必要経費が町の方から補助されます。

で、はちらぼで収益を計算しているというのは、どういう風な基点でやっているものなのか、ここら辺が1つわからないので教えていただきたいと思っております。

しかも先程、加藤議員からもあったけども、例えば仮に3年間の補助であってもその後のこと、あるいはまた収益を上げない、赤字経営だとか黒字経営だとかそれぞれ色々あると思っておりますけど、それによって町の方も対応が変化していくのかどうか、あるいはその組織自体が受託する側の方の努力で、この後累積した赤字なり、累積した黒字なりというものを処分していくのか、そういう風な利益に介入しているものがよくわからないので、そこいら辺を教えていただきたいと思っております。

それからもう1つはですね、この計画自体がですね、われわれ議会の方にちょっと出て来ますけども、なかなかこの場で今日もお願いしてた関係もあって、新しい資料が出てます。ちょっと見た感じでは、なかなか比較検討出来ない面もありますが、数字が微妙に変わってるのではないかなという感じもします。ですからこれは、言うなれば

この計画が、いわゆるはちらぼNPOの方で作った計画だろうとは思いますが、そこで町の方のチェック体制というのは一体、何処で誰がどういう具合にやってて議会にこういう風にして提出される、あるいは予算が出てくる、こういう風な事に対してそのいわゆる資料作る側、いわゆるチェックする側、こういう風な所の流れをちょっともう一回確認をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それからもう1点、一つ、ついでにお願いをしたいと思いますが、こういう風な状況になっていきますと、補助金の交付要項というものがどうなってるのか、というのが先々の経営額の補助ではもちろんありませんので、先々の事がわかりません。こういう風な事に対する町の補助金要項というものは、一体どういう具合になっているのか、これは普通であれば補助金要項、こういう風な予算要求の場合には出さないといけないと思いますが、こういう風な要項が一体どうなっているのか、変化に対応出来るようになってきているものかどうか、この点を一つお願いしたいと思います。

それから最後に一つ、この間の協議会の資料で経済効果といもうのがありました。経済効果というのはあるけれども、資料見てもどこが経済効果なのかよくわからないですが、この経済効果という考え方はどういう考え方をしているのか、これを一つ、もしわかればお知らせいただきたいと思います。

総務課長 小野良幸 私の方からは、12ページの町債、過疎債についての考え方、内容について説明したいと思います。ご存知とおりに過疎債につきましては、この内容についてハード、ソフト両面に渡っての記載が認められています。町の方で過疎計画の策定いたしまして、その内容について認められるものでございまして、限度額につきましては県の方でも総額の中で申請に対して認められるものでございます。

具体的には、当初予算の方でも各事業について充当してございますけれども、例えば町道の開業事業ですとか、29年度にありましてはふれあいロードの維持補修にも、この過疎債を充てております。ソフト関係では、スクールバス、学校給食費助成にも充当してございます。簡単ですが過疎債についての説明は以上となります。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんにお答えいたします。

私の方からは、三倉鼻公園の東屋の件について、それからハチラボ補助金の関係で4項目ご質問がありますので、それについてお答えしたいと思います。

始めに、三倉鼻公園の東屋の解体後のことですが、東屋解体後、新たに新築する予定はございません。

それから、ハチラボ関係のご質問でございますが、始めに収益の算出方法についてでございますが、本日皆様にお配りいたしました資料の3ページ目をご覧くださいと思います。収益の算出方法につきましては、一番上に売上経過と一日平均何円ということを出しております。例えば食品加工の部分では、一日11万円の売上があるということと試算をしております。それを基にしまして収入につきましては、その収益、それから補助金等を充てて収入を出しております。

それから経費であります。人件費、それから物件費、物件費については謝礼から水道光熱費、雑費等を含めると、経費の総計が1千万1,319円となっております。歳入・歳出差引まして、収支が19万2,251円、収支がこのように出ますので、この収支の所の部分だけが29年度の収益という風になります。

それから、黒字、赤字の出た場合、町の対応はどうするのかということですが、黒字が出た場合につきましては、今後のハチラボの収益活動の投資資金ということになると考えております。

また、赤字についてはその都度、町と協議していく考えであります。それからこの度の議会全員協議会、それから本日提出いたしましたこの資料についてですが、チェック体制はどのようにしているかということですが、ハチラボさんから頂いた資料を基にして、担当課である産業課の係長と私でチェックしておりますが、行き届かない部分がありましたら、大変申し訳ないと考えております。

それから補助金要項についてでございますが、補助金については議会成立後に補助金要項をいつも作成しておりますが、これにつきましては総務課と今後検討したいと考えております。それから経済効果の考え方についてでございますが、これにつきましてはハチラボで雇用します人員の給与、それから地域商店街に及ぼす効果についても考えて、経済効果という風に私共捉えております。以上です。

9番 近藤美喜雄 ちょっと関連して一つだけお伺ひします。

今の、ハチラボ関係ですけど、収支の状況というものをこの後きびしく見ていくこと

設

になるとと思いますが、ただ私、ちょっとこれ内容がよくまだ把握されないので、わからない所が沢山ありますけど、例えば一つを例に上げて見ますと生鮮食料品の関係です。他の分野も皆、それぞれ計画されてますけども、ここを一つ例にとりますとマネージャーさんの他に、パートスタッフ3名、ボランティアスタッフ5名、合計9名、この9名の職員でもって利益を上げるという風なことになる訳ですが、これ普通であれば大変なことだと思います。だけれども、そこには色々な考え方あると思いますが、やはり今いったように赤字の場合には、町と協議する以外ないだろうという風なことです。やはりこういう風な計画は、きびしくやはりチェックするべきものでないかと思うので、そのことを申し入れておきたいと思います。他については、委員会でまたご検討頂きたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 他に質疑ありませんでしょうか。はい、7番 加藤議員

7番 加藤千代美 先程は失礼しました。一つ確認したいんですけども、あの、私3月定例会の説明あったときにですね、行政報告の中で町長説明されなかったですが、6月定例会においてその概要を報告致しますという話になっております。八郎潟町公共施設管理組合計画のことについて、そういう書き方をしているんですが、これについて全然触れていなかったもので、それどうなっているのかということ、まず聞いておきたいと思います。それから、この25ページのはちらぼについては、近藤議員がおっしゃったように、色々懸念されることは委員会の方で検討してもらいたいと思います。ただ、このはちらぼを建設するにあたって、色々な法令を見てみますと、NPO法人の給与の見方というのは、町村の給与実態調査をしてその6割程度の委任を給与にするのが妥当であるというような論文もある訳なんです。それについては一体どうなっているのか、どのようにして給料体制を決めたのかということ、をまず一つお伺いしたいと思います。2つ目ですが、設立するにあたっては10名以上の社員がいなければいけないということになっております。その社員の名簿あったら出してもらいたいと思います。この法律出来たんですが、この前の協議会に出された中身を見ると、社員というのは私数えても9人か10人以下だと思って見たんですが、その辺は一体どうなっているのか、一つお知らせ願いたいと思います。で、何よりも3つ目ですが私が一番懸念するのは、この行政委託というのが1千万以上ある訳なんです。NPO法人を設立するにあたっては、なるべくなら行政委託を避けるようにしなきゃいけない、独立していかなきゃいけないという風になってるみたい。行政委託に頼ってどんどん補助金が増えていくという体制は、うまくないという指摘があります。それについてお伺いしたいと思います。この3点についてお願いします。

総務課長 小野良幸 公共施設管理総合計画につきましては、私の方でその報告についてちょっと失言しておりました。大変申し訳なく思っております。この後完成いたしました総合管理計画書については、皆様の方に提出したいと思います。

議長 村井 剛 はちらぼ関係、はい、加藤産業課長

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。はちらぼ関係でございますが、まず給与体系どのように決めたかというお話でございますが、はちらぼの現在の当初予算で、はちらぼ職員2名分の給与を算定しておりますが、1時間千円で計算しております。その関係で事務関係につきましては、1時間千円というその数値を以て計算させて頂いております。それからNPO法人認証受ける際の社員名簿10名ということでございますが、これについては後ほど提出したいと思います。それと現在の社員数につきましては、72名でございます。それから行政委託とかではなく、独立してやっていった方が補助金を多く、というお話でございますが、確かに補助金が多くなるように収益を上げていくべきと考えております。なお、そのようになるようNPOの皆さん、それから町としても一生懸命これは進めて行きたいと考えております。以上です。

議長 村井 剛 よろしいですか？ はい、7番 加藤議員

7番 加藤千代美 社員についてなんですが、社員ですか、会員ですか、どちらですか。

産業課長 加藤貞憲 これはNPO法人申請する段階にあつて、社員数という風に法律で決められております。ただ私共NPOでは、正会員という名称を使っております。これはあくまでも会員であっても社員であっても、法律的には名称の違いだけであつて、内容の違いはございません。

7番 加藤千代美 今の答えは違うんじゃないの、会員というのは法人株を持った者については社員であつて、法人株の無い者については会員じゃないの、法人株を持った者が一個人として数えられるので、それは社員と会員の違いはあるんじゃないの。

産業課長 加藤貞憲 今の加藤議員さんのご質問でございますが、その法律関係につきましてはその部分の情報について、後で提出いたします。

なお、我々町の方でNPOさんから提供して頂いた物に関しましては、あくまでも会員として登録して、会員として通知差し上げておりますので、ご理解頂きたいと思ひます。

7番 加藤千代美 最後にお伺ひしたいのですが、今の段階ではちらぼに関わる経費というのは、どの数字が正しいんですか、と言うのはよく見てみると産業課関係の中では、運営費のような形で予算置いている訳なんですね、で建設業関係については、企画の方に載つてると思つたんですよ、総額的には私がその渡された資料の中で計算すると、1億9,949万3千円位になるんですよ、建設構想も全部足していくとですね、皆さんの方から出た数字は1億76万円になってるんですよ、これはどの数字が正しいのか、そして魁新聞には先程言いましたけども、1億1,215万円という数字が出てきてる訳なんです、どう数字計算すればいいですか。

総務課長 小野良幸 色々な数値ございますけれども、まず魁さんの記事の数字でございますが、地方創生拠点整備交付金に係る事業で、この予算につきましては総務費の中に計上してございます。今回、拠点整備交付金とは別に、実際のはちらぼさんの運営に対する補助金を、商工費の中に計上してございます。以上でございます。

7番 加藤千代美 これ一本化出来ないですか？ 産業課なら産業課の中で一本化することは出来ないですか。

総務課長 小野良幸 地方創生の関係では、総務費で一括して計上してございました。それはまず今後この補助事業が終われば、それで終了となるものでございます。

ただし、今回のはちらぼさんの補助金につきましては、商工費に置いて今後はずっと続いていくものですので、ここに計上した方が良いという判断でやっております。以上です。

議長 村井 剛 加藤議員、同一質問3件以上になっておりますので、これで他の方の質疑を受けて参りたいと思ひます。はい、6番 北嶋議員

6番 北嶋賢子 6番 北嶋賢子です。予算書の24・25ページ、先程町長の説明の中で土木管理費の28年度に引き続き実施する、浦大町の幹線水路調査設計業務に係るものという説明がありました。今現在、測量した後のリボンがずっと下の方の水路まで続いております。その測量した後の水路の形態が、これからどうなるのか、まずそれ1点聞きたいと思ひます。委員会が違いますので質問しました。お願いします。

建設課長 吉田久壽 ただいまのご質問でございますけども、昨年測量やりまして、今回詳細設計をしております。形については、流量とか流速ありますので、まだ設計段階で具体的なことは出ておりませんのでよろしくお願い致します。

6番 北嶋賢子 これからだと言うことなので、これからは水害がないような形にして頂きたいと思ひます。それから先程来、皆さんから言われてますけども、はちらぼの経済効果、すごく心配しております。はちらぼ自体はすごく良いアイデアだと思ひております。ところが、地下道がありますね、その地下道からみんな車がこっちに来るので、向こう側に渡る車というのは、そう無いと思うんですよ、そうすれば他からの投入というかお客さんは望めないし、そうなれば町の人達だけあそこら辺の周辺の人達だけの利用ということに、なり兼ねないと思うんです。ですから質問というよりも、心配だと言うこ

設 とで話をしてるんですけども、惣菜なんかは野菜のことは内々という風に問い合わせは来てます。ですから私達も野菜に関しては、協力しなきゃいけないなと思ってるんですけども、その経済効果のことがすごく心配してます。赤字になればまた町の負担にもなるんじゃないのかな、やり方次第ではどうにかはなると思いますが、そこら辺の運営の仕方に期待して、私の質問終わりたいと思います。

議長 村井 剛 要望事項、としてですね。他にありませんでしょうか。はい、5番 石井議員

5番 石井清人 5番 石井です。13ページの雑入の病害虫防除協議会ですが、これは何処の団体から、何の目的で入って来るのか、その使い道について、委員会違いますので教えてください。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。
この雑入は、八郎潟町病害虫防除協議会からの雑入となります。その雑入の目的なんですけども、今まで病害虫防除協議会でパート職員を雇って給与支払いをしておりました。今年度から、経営所得安定対策も含めまして、今までパートで雇用していた方、2人おりますけども、2人共、八郎潟町の臨時職員になっております。それでこの臨時職員の方々の分について、1人の方については9ヶ月が経営所得安定対策、3ヶ月が病害虫防除協議会の事務をして頂きますので、この分についてそれぞれ9ヶ月分と3ヶ月分給与分について負担して頂くということで、雑入に入れさせて頂いております。以上です。

5番 石井清人 おそらく、そうだと思います。23ページにも農業費で賃金置いてますから、収合う訳ですけども、ところでまず、これ私の感想の部分もあるのだけれども、病害虫防除協議会は、昔は有人ヘリ3台使って全町、1,200町歩撒いたものであったけど、今無人ヘリやってます。その事務は役場と農協になってるんですが、只これは、任意団体でありますから、任意団体の事務を役場職員が担うというのは、すぐわないんでないか経営安定対策のところは町の仕事だから、町費で払っても良いけども、協議会の部分は任意団体の業務だから、やっぱり今まで通りの任意協議会からの通帳でやるべきでないかなと、これ私の感想だから、もし答弁があれば貰うけども、感想なので無ければいいです。そう思います。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。任意団体ということでもありますけども職員の社会保険料と色々勘案した結果、パートではなく、あくまでも臨時職員として採用すべきということで、町で考えております。それで今回、雇用形態を変えました。
それで、町としては今まで行ってきたこともそうなんですが、経営所得安定対策で把握している農地、それからその病害虫防除協議会で散布する農地と、これ関連性非常にありますので、切り離して考えることは、私共では考えられないのでこのようにさせて頂きました。以上です。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。

5番 石井清人 私自身としては、ちょっと納得出来ないけども、説明は聞いておきます。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、3番 伊藤議員

3番 伊藤敦朗 今の、13ページですね、いのちの教育あったかエリア事業費補助金のことについてですが、地域の特色を生かした道德教育の取り組みということですけども、八郎潟町として地域の特色を生かした道德教育というのは、どういうものがあるのか、委員会が違う関係もありますので教えていただければと思います。

教育課長 村井健一 只今のご質問についてお答えします。
まずは、今回この授業そのものは、国と県が委託を結びまして八郎潟町の小・中学校がモデルを受ける形で行うこととしております。授業の内容につきましては、色々計画されておりますが、今、小・中学校の方で詳しくこの後詰めて行く段階となっておりますが中の一つとしましては、読み聞かせをする計画或いは、講演会をする計画、また地域の特色という面につきましては、今ふるさと先生等も小学校とか中学校でやってますけども、地域のゲストティーチャーを招いての、道德の授業をやる計画を年間、今の段

階では13回程計画しております。この辺が八郎潟町の特色となると思っております。以上です。

設

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第35号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第36号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第36号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第37号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第37号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第38号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第38号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、承認第1号 八郎潟町条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって承認第1号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって承認第2号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、陳情についてを上程いたします。お手元に配布しております陳情は、2件であります。
提出された議案・承認並びに陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会室を報告させます。

事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室でお願いします。
教育民生常任委員会は第2委員会室でよろしくお願いします。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦労様でした。

(午前11時35分)

平成29年度八郎潟町議会6月定例会 会議録

設

第2日目 平成29年6月7日(水)

議長 村井 剛 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町6月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
これより一般質問を行います。最初に2番 柳田裕平君の一般質問を行います。

2番 柳田裕平 おはようございます。私、野球ではトップバッター何回か経験あるんですが、議会の一般質問で初めての経験でございます。ちょっと緊張しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。
今回の質問は、表題で2つ程ございます。それでその前にちょっと行政の方にお礼を申し上げます。4月28日の町内会長会議のときに、うちの方の4区町内からも要望ということでお願いしました。それでこの前、5月31日のチャレンジデーのときに6時半から、うちの方の町内会はラジオ体操をやって、町内会一週ウォーキングということで、このお願いした箇所をウォーキングしながら町内の皆さんで見て回りましたら、1つだけは事情があって出来なかったようで、ほとんど4つか3つお願いしたのが改修されておりましたので、町内会の皆さんからも感謝の言葉がありましたので、私からもお礼申し上げます。どうも有り難うございました。
それでは、早速質問に入らせていただきます。
表題の1番、町活性化で頑張っている各団体の連携強化を、八郎潟町活性化のために活動している浦城・田んぼアート・プロジェクト8・おもしろ市場などの各団体や、先般設立したNPO法人「はちらぼ」など、「町を元気に」という共通の目的意識を持って一生懸命活動に取り組んでいることについては、行政・町民とも十分に理解していることと思っております。
八郎潟町としても、尚一層各団体との連携を図りながら積極的に助成・応援していくことが町活性化のために重要なことであると考えます。
そこで、別の観点から個人的な意見を述べさせていただきます。このような活動に取り組んでいる各団体をもっと伸ばしていくためには、それぞれの横のつながりを強化して相互連携を図ることによって、いろんな形でプラスの面が出てくるのではと考えますがどうでしょうか。他の団体の考えを聞くことも勉強になるだろうし、共鳴して一緒にできることに気づくこともあるかも知れません。
町当局が中立的な立場で調整役を担い、各団体の代表や観光協会など関係機関も加わり同じテーブルでお互いの悩み・アイデア・連携などを話し合うという定期的な連絡会議を開催することを提案いたします。そうすることで、より町との一体感が出てくると思いますが、町長の考えはどうでしょうか。
続いて、表題の2番でございますが、商店街活性化拠点施設整備事業について、これは、はちらぼの件でございます。
ちょっと質問に入る前に、実はこの件についてはご承知のとおり、5月25日の全員協議会、また昨日の本会議で資料を基にしたの質疑や、それから町広報6月号では、はちらぼ通信コーナー等での説明がございました。私がここで質問する必要がないような感じでございますが、質問通告後のことでもございましたので予定どおり質問させていただきますので、ご理解の程よろしく願いいたします。
NPO法人はちらぼの拠点施設整備事業である、旧一ノ関ストアの解体工事も終了して、次の段階に入っていくところかと思われまます。
この事業に関する町広報での情報としては、平成28年4月号での支援組織設立事業費の予算額、平成28年12月号でのNPO法人設立町民説明会の開催案内、平成29年4月号での町長行政報告要旨と拠点施設整備事業費の予算額、平成29年5月号での働く仲間の募集等が周知されているようでした。
ただ、説明会に参加できなかった町民の方だと思いますが、計画の内容がよくわからないので教えてもらいたいとのケースが多々あります。
また、最近の情報で計画の一部変更もあるかのように伺いましたので、そういうことも含めて町広報で計画の概要をわかりやすく町民に周知してはどうでしょうか。いずれにしても、町民は常に正確な情報をできるだけ早く知りたいのが正直な気持ちであると考え

えます。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

設 第1点、当初説明している計画内容に変更があるのかどうか、第2点、今後の予定はどのようになるのか、第3点、町民への周知についてはどのように考えているのか、以上3点についてご答弁をお願いいたします。

町長 島山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

各団体の連携強化についてですが、歴史文化の伝承や観光振興、町の活性化、賑わいづくりなど、各種分野に於いて活動されている団体や個人の皆様の、日頃の活動に感謝しております。

活躍されている団体も、近年増加している状況であります。一つの団体では出来ないことも、他の団体と連携することで出来るようになる活動もあろうかと思えます。

まずは、各種団体の意向を確認したいと思っております。

次に、商店街活性化拠点施設整備事業についてですが、町では商店街の活性化を目標として、行政だけではなく、NPOと協力し、町全体で「まちづくり」に取り組んで参ります。拠点の整備は、町民協働の「まちづくり」の大きな第一歩として捉え、商店街への人の流れと、周辺店舗への経済的波及効果を狙いとしております。

将来的には、周辺空き店舗・空き家を活用した魅力ある商店街の形成、移住者や買い物弱者対策など、町が抱える諸問題をNPO・住民・行政が協働で施策を展開する予定でございます。

NPO法人「はちらぼ」の設立総会での事業計画との変更点は、町民サロンと町の案内人施設につきましては、来年度以降に補助金等を活用し整備したいと考えております。

想定しておりました空き店舗等の民間への売却や、施設の補修整備に係る経費が高額であるため、補助金等事業により整備することを選択いたしました。

それまでは、拠点となる「まちづくり活動センター」の2階部分を活用し運営を行っていただくように、「はちらぼ」をお願いしております。

今後の予定につきましては、実施設計が完成し、この12日には建築工事の入札予定となっております。契約には議会の同意が必要なため、19日に議会臨時会を開催する予定としております。建築工事の工期は、11月30日迄としており、「まちづくり活動センター」及び「生鮮食料品店」のオープンは、12月1日の予定で進めております。

NPO法人の活動状況や募集状況などの周知については、町広報6月号から最終ページに毎月掲載することとしております。

詳細な内容を知りたい方につきましては、役場1階「はちらぼ」事務所に、お気軽にお出でいただきたいと思っております。以上でございます。

2番 柳田裕平 どうも有り難うございます。一問目の町活性化で頑張っている各団体の連携強化の点では、以前の新聞報道で、景気が良くなっていると答えた全国の市町村団体では、その理由として一番多かったのが、交流人口の増加ということでございますので、今回名前上がった各団体は、交流人口を増やそうと頑張っていることとございます。そして、助成支援をしているという立場で、今後も後押しや調整などの役割を担うことは必要であると考えますので、どうか一つ行政としても各団体とよく相談して進めていただきたいと思います。これ要望しておきます。

それから2番目のはちらぼについてでございますが、この事業は町の将来構想の要でございます。この事業は町民の最も感心の高まっていることもございます。この事業は町としても大きな財政支援を伴います。先日の全員協議会と昨日の本会議の質疑で色々な意見が出ておりました。私からは、特別言うようなことは無いようでございますが、

ただ、説明資料が非常に細かい数字が多くて、私にはかえって分かりにくいような感じを受けました。そこで、確認の意味で2・3私の方から具体的なことをちょっとお聞きしますが、例えば空き家・空き店舗対策等は将来構想ということだろうと思えますが、その他に将来構想として、何かということも考えているんだということが、もしそういうのがあったら教えて頂きたいと思えます。私共には、今のところ将来構想という感じでは、空き家・空き店舗対策じゃないのかなと私受け止めておりますので、その他に何かあるか、考えているかということを出れば教えていただきたいと思います。

それから2つ目は、生鮮食料品の販売とか今回限り取り組む事業がございまして、この見通しというのが、数字を見てもよく実際の中身が理解出来ないという状況でございますので、出来れば言葉でこの程度の、こういう感じで私共は見るとか、とういうような言葉で書いていただいた方が理解しやすいので、出来るのであればそこら辺の取り組み事業の採算どうなのか、それからそれに伴う町の財政支援の見通しもどうなるのかということ、ちょっと言葉で教えていただきたいと思いますという風に思えます。

設

それから3つ目が、いま答弁ございましたが町づくり活動センターの建設工事でございますが、この後臨時議会でもまた報告あるようでございますが、この件で1つだけ地元の業者の発注というのがあり得るのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。以上、3点についてすいませんが再質問ということで、わかる範囲でお願いいたします。

町長 島山菊夫 将来的には、先程述べたものが構想としてあります。それと私一番大事だと思うのは少しお話ししますが、11年前、前回の第5次基本構想の中では多くの有識者や町民の皆さん、それに行政が全力を傾注しながら町民との協働の町づくりを策定しました。しかしながら、それだけの全能を投入しても尚かつ改善されない状況だと思っております。私は、これが想定を上回る社会環境の悪化も去ることながら、町民との協働という仕組みづくりが大変難しいことが、大きな要因だと思っております。それを踏まえて、昨年度、再度町民との協働を全面に掲げた住みたい町、住み続けた町づくりを策定しました。その第一歩が、シニア活躍支援組織準備室だと思っております。商店街の再生には、他の目的もございます。これは将来、高齢化率が高くなって参ります。それを支えるための地域コミュニティを活発にする必要があるということでございます。商店が古くからの地域のより所としての機能を発揮してきたことから、このプロジェクトはどうしても成功させなければなりません。そう思っております。将来的と言いますが、一番大きな目的というのは協働の町づくり、これが私達一番将来協働で町づくりをするというのが目的でございます。

産業課長 加藤貞憲 生鮮食料品関係の今後の見通しということでございますが、先週の議会全員協議会において提出しました資料の中からの部分で、ご説明させていただきます。この分については、2ページ目の収益額というところでお示しをしております。1日の売上が13万円という設定にしており、年間の総収益額は10万2,000千円としております。かなり必要経費等、税金等の部分については町の支援も入っておりますがあくまでも収益事業ですので、NPO自体での支払いもかなり含まれておりますので、収益については、年間その程度ということで考えております。あくまでも収益について赤字にならなければ確実に良いことなんですけれども、一番の問題はこの商店街に人が流れることと、それから買い物弱者対策の一環でもあるということをお考えいただければと思っております。以上です。

町長 島山菊夫 業者の指名に関しては、町の業者で指名していく考えでございます。それから財政的な支援、これは町が委託している事業でございます。当然、町民の皆さんのためになる事業でもありますし、財政支援につきましては議会の皆さんからご理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

2番 柳田裕平 どうも有り難うございました。このはちらぼの件に関しては、私の見る限り町民からいろんな意見が出ております。はっきり言えば、うちの方の地区は関係無い事業とか、商店街としても、うちの商店街は関係無いとか、そういう話まで出てきてるところもありますので、できれば町一帯を取り込んだ形で事業展開していくという点についても、どうか行政の方でも気を配りながら進めていただきたいという風に申し上げておきます。それから要望でもう2つ程、はちらぼの通信コーナー、広報で見たんですが、これは出来れば事ある毎に綴っていただきたいということと、それからこの件に関しては駐車場のスペースが無いということで、方々から言われるんですが、駐車場がある無しでは、遠くから車で来る方々も大きな影響があると心配しますので、早急に解決に努力していただきたいということを要望しております。以上で私の質問を終わらせていただきます。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

6番 北嶋賢子 6番 日本共産党の北嶋賢子です。3項目の通告をさせていただきました。通告前に、ひと言。家には93歳になる認知症の母親がいます。調べ物の邪魔になれば困ると思って、ショートに預けました。そしたら早々に股関節と大腿骨を骨折したと施設から連絡がありました。連絡があったので、いま毎日組合病院に通っております。結果として、やぶ蛇になってしまっています。申し訳ありません。1番から3番まで通告をさせていただきました。

No.1、農業競争力強化支援法について、農業競争力強化支援法が自民、公明、日本維新の会などの賛成多数により、参議院で可決されました。この法案の目指すところは一体何でしょうか？誰と何を競争させるのか疑問です。

東京からUターンをして農業を始めて40年、12代続いて来た先祖伝来の土地を守り、定年まで会社勤めをしながら農業をしてきた夫です。今は、年金に頼りながら晴れて専業農家をしています。

浦大町は、何らかの形で農業に携わっている典型的な農村、地域集落です。田植え機械が埋まったらお互い駆け寄り、手を貸します。農家に今、最も求められている政策は農業経営を維持する、農業者戸別所得補償政策を復活させることだと思います。

共存する農村のつながりを壊し、地域の衰退を加速する恐れのある法案には反対です。

町長の見解を求めますということで、No.1を提案させていただきました。

2として、高岳山麓道を副川神社里宮の下まで延伸をという風に提案しましたけれども、高岳山麓道で何処なんだという質問が逆にされました。

私共、通称ピットインから高岳コミュニティセンターに降りて来るまでの、あの道路を私共は通称高岳山麓道と言っております。提出する時、本当は3月の議会で提出すれば良かったんですけども、今は尼子建てを草が繁っていて見る事が出来ません。3月だと真っ直ぐ近くに見えるんですけども、今ちょっと見る事が出来ません。

そして健康ウォーク推進のために、これは神社の下までは続けた方が良く思っております。今年のチャレンジデーの対戦相手は、岩手県の葛巻町でした。久慈から入って、

白樺とからまつ林がとってもきれいな山間の町です。勝てなかったのが残念に思っております。また琴丘では、鹿渡から鯉川までの山麓一帯を、舗装管理して大瀧村の抜群の景色を眺めながら町民の皆さんがウォークをしています。八郎瀧町の何処に山があるのかと人に聞かれます。ですが里宮からの眺望も抜群です。尼子立て碑にも今は、行きにくくなっております。農家の軒下を通過して、雑草が生い繁ってますのでそこを通過して尼子立てに行かなければならないので、もしこの山麓道が出来たなら、そこにも行きやすくなると思います。ということで以前にも出したことがありますけども、また出させていただきました。

3番ですが、これ教育長さんへの質問になります。

高校山岳部生の春山合宿について、この前、妙高のスキー場で春山の合宿訓練中に雪崩に遭遇し、たくさんの若者の命がなくなりました。私も高校は、高校山岳部に入っておりましたのでどうも他人事とは思えなかったものですから、質問をさせていただきます。私達の当時は、大館鳳鳴高校の山岳部が青森県の岩木山で遭難をして、それ以来高校生の冬山は禁止となりました。私達の春の合宿は太平山の前岳でした。訓練では、ラッセルも滑落停止もやりました。それでも雪の多い年は、校長先生からの合宿許可がありませんでした。今、スポーツ界には若い人達がたくさんいます。若いのは中学生も入っています。世界の最高峰、エベレストやアイガー北壁、そしてマッターホルンなどを目指すには、やっぱり日本では冬山に登らなければならないと思っています。

安全を考慮した上で、冬山登山もまた必要かと思いますが、今回の事故も絡んで、教育長の見解を求めたいと思います。以上3点でございます。よろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

始めに、農業競争力強化支援法は、農業が将来に渡って持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流等の合理化」の実現を図ることが重要です。このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより農業の競争力の強化を図り、農業所得の向上を目的としております。

戦略的輸出体制の整備や、生産資材の引下げ、物流加工構造の改革、収入保険制度など13分野にわたり、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくため「日本の農業をもっと強く」をメインテーマとしてプログラムが策定されております。

従って、国の目標強化支援法は誰と何を競うものではなくて、例えば肥料や農薬の値を下げる等、農協改革の一環のようにも捉えることが出来るのかとも思っております。

次に、高岳コミセン前から国道7号のピットイン前までの、町道石塚大澤線はサイクリングロードの山麓ルートとして、農村総合整備事業、面瀧地区で農道4号として整備し、後に町道認定したものです。

町道石塚大澤線の取付から副川神社里宮の下までの新設道路整備については、交通量等、費用対効果の面から実現不可能と考えております。3問目は教育長が答えます。

教育長 江島廣

北嶋議員のご質問にお答えします。

設

このような痛ましい事故が発生しておりますが、高いレベルを目指すことを考えると、安全面を考慮した上での冬山登山も必要でないか、ということに対して、私の個人的な見解としては、雪山で起こりうるあらゆることを想定しての危機管理や安全面に十分に留意した綿密な計画での実施が肝要と考えます。

ちなみに、本県の高校山岳部の実態をお話ししますと、山岳部のある学校は14校ですが、2校は休部中ということですので、現在活動している学校は12校となります。

毎年3月に春山登山合宿を実施しているところが7校で、1泊2日の計画ということでした。ただし、今回の事故を受けて、状況により日帰りにしたようです。

ただし、高校総体時には、まだ残雪のある部分も通りますので、どうしても雪上歩行訓練については必要という考えのようであります。

県教育庁保健体育課でも指導教員や生徒向けの研修にできるだけ多くの参加を促しており、安全面に十分に配慮した活動が行えるようにし、今年度は登山協定を改訂する予定のようであります。以上です。

6番 北嶋賢子

有り難うございました。再質問ではありませんけれども、少し付け加えさせていただきたいと思えます。先程、浦大町は何らかの形で農業に携わっている典型的な農村地域集落と言いました。皆さん本当に忙しいんです毎日、浦城、神社、田んぼアートそして

学校給食、今度のはちらぼの野菜も関わってくると思えます。皆さんグランドゴルフ町の人達やってますけども、浦大町では誰もいないんですこのグランドゴルフ、それだけ忙しくてそっちの方まで手が廻らないような状態です。でも皆んな生き生きと活動しております。共存する農村の繋がりを壊して、地域の衰退を加速する恐れのあるこの法案自体には反対したいと思えます。先程、誰と何を競争するのかということ、そしてそれだけではなくて肥料や農薬も安くなるんだというような、町長からの説明もありました。そういった農業関係の物が安くなるのであれば、幸いだと思えます。そして2番ですけども、これは前にも質問しました。いま道路が上町の、金武太郎さんの所までは道路来てるんです里宮の方から、ですから、ちょうどピットインの方から行くと家の畑の

所で止まって、まっすぐ尼子立てが見えます。ですから体した距離ではないので、4キロ四方しかないこの町だから、町の皆さんが散歩するのに健康上も考えて、やはり整備すべきではないかと思えます。3番の高校生の登山ですけども、先程も言いましたけども、雪の多い年は監督が大丈夫だと言っても、絶対に校長の許可は下りませんでした。

それで結局は、先程もコースを変えての話ができましたけども、コースを変えて合宿をした経験もございます。私ら高校の当時はまだ、道路が仁別まで行きませんでした。ですから、藤倉から歩かなければならなかったんです仁別まで行くのに、それで前岳まで一日行くのが精一杯でした。ですからこういう訓練を重ねて、そしてラジオを聞きながら天気図を執る訓練もやりました。ですから若い子供達にもっとこれから世界の最高峰に挑戦してもらわなければ、他のクラブは若い人達いっぱいいるのに大学があるじゃないかと言われても、大学生ある程度、年食ってますのでこれからも安全の面を考慮して、私はやっぱり日本では世界の最高峰を目指すには冬山が必要だと思いますので、ですから安全面を考慮してこれからも、高校山岳部には頑張っていたきたいと思います。

再質問ではありません。付け加えさせていただきました。質問終わります。有り難うございました。

議長 村井 剛

これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。

次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。

5番 石井清人

5番 石井です。一般質問をさせていただきます。一般質問の1つ目は、消防団の7分団体制は今後も維持できるか、であります。

4月の駆付訓練では団員のきびきびした動作、迅速で正確な操作を見せていただき消防団の頼もしさを感じました。消防団は「町を守る」という強い使命感や故郷を愛する心があるからこそ、日頃の訓練や過酷な任務にも耐え業務に精励しているものであります。出務すれば手当があるとはいえ微々たるもので、ボランティア精神があるからこそ継続できているのです。頭の下がる思いです。

さて、ずっと以前は消防団員もたくさんいました。農業の人、自営業の方が多かったのですが、町内に勤務している方もかなり入団していました。

消防団全体で100人を超えていましたから各分団とも、15人から20人程は擁していたのではないのでしょうか。時代が変わり人口の減少とともに若者もいなくなり、消防団員のなり手がいません。これは全国共通の課題です。

こういう中でも消防団の機能を発揮していくには、大変な苦勞があると思います。

火事だけではなく台風、水害への警戒もあります。この度の消防団の異動により団長昇格とともに、分団長の昇格もありました。そうすると分団内での昇格も当然あります。そうしてどの組織でもそうですが、新旧交代があります。その時に新入団員がいて補充できればいいのですが、そうならないときもあります。

今、役場職員が相当数消防団員として入ってますので、どうにか維持しています。

しかし、今後どうなるでしょうか。昔は火事の出動の場合、4人そろってから消防車を出すと言われていましたが、今は2人でも出ます。現地で防火水槽とか消火栓の水利につけば近所の人と協力してポンプをおろすのでしょうか。可搬ポンプは4人で持つようになっていきますから。しかし2人いれば出動すると言ってもやはり現場でしっかり対応できるのか心もとない気がします。

町民の中には、消防団を知っている方も多くて団員が少ない中で日常活動や、緊急出動に支障がないのか、と気にする方もおります。

他の市町村でも消防団再編に取り組んだところもあります。聞くところによれば、隣町でも再編を検討しているような話もございます。今後とも7分団すべてが緊急体制や消防機能を維持発揮していけるのでしょうか。

過日の駆付訓練の分列行進では、人数の少ないところも見受けられましたので、そういう思いもなおさらでした。今後も団員不足が続くとなれば分団の維持にも影響すると

思います。今後とも7分団体制を続けていくものでしょうか。あるいは、今後再編計画をお持ちになっているのか、安全・安心な町づくりのためにも気になる点ですので当局のお考えをお伺いいたします。

次に、質問の2つ目ですが、小中一体校の米飯給食の自校炊飯方式を考えるということでもあります。

過日、「八郎瀧中学校改修及び共同調理場建設基本設計業務委託」の発注が終わりまして業者が決定しました。2020年4月の小・中一体校スタートに併せ準備を進めていくこととなります。

新しい共同調理場になると、センター方式ですけれども米飯給食は自校炊飯になると言うことですが、その内容をお聞きいたします。以前は町内の落合パン屋さんが米飯炊飯を請け負っておりましたが、現在はJAさんが請け負っております。これを自校炊飯に切り替えた場合のメリットはどのようなものでしょうか。

自校炊飯にした場合、設備のため建物が大きくなります。建設予定としている中学校西側に十分な用地が確保できるのでしょうか。建物自体の面積の他に食材の搬入のための出入り車両のスペース、共同調理場ができると幼稚園にも給食が提供されると聞いて

おりますので、給食運搬の車両も入ります。自校炊飯方式にした場合そういった建物と車の用地、併せた用地は確保できるのでしょうか。少し難しいような気もするのですが。

あるテレビ番組で、子供達に学校は何が楽しいですかと聞くと、何人かは「給食」と答えていました。たしかにそうだと思います。そしてパン食よりもご飯の給食が人気があるそうです。新しい共同調理場が完成すると、幼稚園、小学校、中学校の米飯給食は週何回を予定しているのでしょうか。

自校炊飯だと委託炊飯よりは給食単価は安くなると思います。現在給食無料化ですから給食助成費として全額町で負担しています。ですから給食助成費は少なくなると思うのですが、一方で共同調理場の初期投資と維持管理、調理員の仕事からすれば、米をひたす、炊く、小分けする、食器を洗うということが増えてきます。調理員の仕事時間も、人手も多くなります。給食助成費が下がった分、設備投資や調理員の人件費が掛かかり増しになるので、結局委託炊飯経費と大きな変わりが無いような気がします。

もっとも、私素人考えですから間違っているかもしれませんけども。

昔、国の行政改革が叫ばれた頃は、民間でできるものは民間に委託しましょう、行政の肥大化を避けましょう、と言うことがありました。私は町がすべて背負い込むのではなくて便利で効率的であれば、いろいろな仕事も民間委託が良いと考えている一人です。

用地や建物、経費、おいしさ、給食の内容など考慮して、今までの委託炊飯と比べて自校炊飯が良いとした理由を町民の方に教えてほしいと思います。

給食無料化は、畠山町長の大英断で始まりました。全県第1号です。これはいずれ全国に波及して行くでしょう。八郎瀧町は、いろいろな面でアピールするものが多いのですが、この学校給食無料化も町を宣伝する材料に是非使ってほしいものです。

子育て世代には朗報です。人口が増える要素になります。そして地元産の食材を多く使っていることも特徴だと思います。給食の安全・安心、地元の食材はおいしいと言う子供への教育にもなります。

給食材料の自給率は、全県全国的にもテーマです。地元農家のお米「八郎瀧環境保全

設

米」、高岡地区の「野菜」が自給率を引き上げています。全国平均で地場産食材の使用は12パーセントですから本町は相当高いと思いますが、どのくらいでしょうか。

この自給率を高めることは農家の生産と結び付き、農業の振興とも連携します。栄養士さんが作るメニューとも関連しますが生野菜だけの自給から例えば、きりぼし大根とか、かぼちゃプリンの原料を缶詰加工するとか、地場産大豆を使うとか、必要があれば農家有志が立ち上がる可能性があります。

平成26年に五城目第一中学校の給食が、文部科学大臣賞をとった時も地元農家の協力があつたそうです。大変なことなんですけども、こういうことをやってみると案外賛同して乗ってくる農家も出てくるような気がします。学校給食の振興と農業の振興のために併せて提言いたします。この後も質問ありますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

町長 島山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。

本町の消防団員数は年々減少し、4月1日現在で78名となっており、本部団員を除くと多い分団で11名、少ない分団で5名で、消防活動に尽力されております。団員数の減少により各分団の機能を維持するには、団の再編成も今後検討する必要があると考えております。しかし、再編にあたっては、地域性もあり慎重に対応しなければなりません。

また、再編することによって、団員数の減少が一層進むことが懸念されますので、消防団とも慎重に協議して対応してまいります。当面の対策といたしましては、現在18名の団員をかかえる本部分団員の配置換えを消防団と協議してまいります。

なお、消防団では、この現状を踏まえ、議員が言われるように以前は分団で4人いなければ火災発生時の消防積載車の出動が出来なかつたものを分団の判断により、それ以下でも出動し、現場で各分団と協力して初期消火に対応出来る体制にしております。

次は、教育長が答えます。

教育長 江島廣 石井議員のご質問にお答えします。

最初に中学校改修及び給食調理場建設に向けた取組状況をお知らせしますが、昨年度から幼・保・小・中のPTA及び小・中学校の校長・教頭らをメンバーに「八郎潟町学校改修準備委員会」を設置して、32年度の小・中併設校設置に向けた検討を進めております。また、学校現場からの意見を聴取して、基本設計へ反映させる内容を把握する必要があるため、改修準備委員会の下部組織に、小・中学校の教頭・教務主任及び小学校栄養教諭、教育課担当者に基本設計受注コンサルタントを加え、「学校改修調整会議」を4月から随時開催して検討しております。

議員のご質問にもあるように、給食調理場の建設場所については、当初、校舎西側を候補地としておりましたが、作業効率に配慮した設備配置や作業動線及び食材等の搬入・搬出を考えると当該候補地のスペースと長方形という形状では、建設場所として適さない見通しであり、現在、様々な面から再度、検討しているところであります。

自校炊飯に関しての質問についてですが、まず、自校炊飯を導入するために設置される設備は、「電気自動炊飯器」2台と「計量洗米装置」1台となります。

いずれも縦横75センチ程の機器となりますので、これらが占有する面積は、わずかに1.5平方メートル程度となり、食缶へ移す作業スペースを考慮したとしても自校炊飯方式にした場合、委託炊飯方式と面積的には、さほど影響しないものと考えております。

一食当たりの給食費については、現在、小学校が283円、中学校が335円で算出して助成しておりますが、その内訳には、食材に係る経費のみとなっており、委託による炊飯・運搬料のほか調理員の人件費は算入されておられません。

人件費につきましては、自校炊飯方式にした場合、作業工程は確かに増えることにはなります。現在5名の調理員で給食業務を運営しておりますが、人員的には決して充足していると言えず、有給休暇を取得するにも大変苦慮している現状であります。このようなことから、新しい給食調理場の運営がスタートする際は、調理員の増員をする必要があると考えております。

学校給食は、従来パンを中心として実施されてきましたが、米飯給食の頻度につきましては、昭和50年代前半頃から、食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせたいという試みから普及促進されてきております。

本町においても少しずつ回数が増え、現在は週5日間のうち4日間が米飯給食となっております。

また、自校炊飯とした場合のメリットにつきましては、「温かい状態でおいしく食べられる」、「混ぜご飯などといったメニューにバリエーションが広がる」などが上げら

れ、残食の減量にもつながるものと考えております。

設

学校給食における地場産物の活用状況につきましては、平成27年度実績で、じゃがいも・にんじん・ほうれん草などといった主要野菜15品目の活用率は、県平均の41.9%を大幅に上回る74.9%で、前年に引き続き全県トップとなっております。

その要因としては、「学校栄養教諭が献立を作る際、事前に使用できる野菜を把握できる」、「使用したい野菜の生産を要望することができる」などの地元生産者と連携したメニューを取り入れていることが考えられます。

最後に議員提案の地元野菜を使った加工食品の学校給食への使用については、そのような開発・加工生産がなされれば、メニュー作成にもさらに幅が広がることとなりますので、是非とも実現できればと思っております。以上です。

5番 石井清人 丁寧なご答弁有り難うございました。今日は、再質問ありません。今の答弁を議会だよりに掲載しまして、町民に理解してもらいたいと思います。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、7番 加藤千代美君の一般質問を行います。

7番 加藤千代美 7番 加藤千代美であります。今回は一般質問で、大きな項目で4項目質問させていただきます。まず、最初の第1問について質問させていただきます。町の人口減少対策についてであります。

国造りの基本は、人口であり町においてもしかりであります。人口が増えることにより、全ての分野で人々の往来が豊かになり、新しい産業が生まれたり、あるいは競争力が激しくなることにより、より豊かな生活環境が整うものではないでしょうか。反対に人口減少が続くことにより経済活動が縮小し、経済活動のパイが小さくなることにより生ずる所得の減少が起こり、税収の減少に陥り、地方においては今まで以上に自治体運営が厳しくなるのではないのでしょうか。

また、国においては国全体の税収が落ち込んだときに町に交付される交付税が下がり町民が希望した事業ができなくなる可能性があるのではないのでしょうか。このような事態を避けるために、各自治体においてはいかにして人口増を図るか、しのぎを削って色々な考え方を捜し求めているのではないのでしょうか。町長は、3月定例議会において婚姻し本町に居住する方に奨励金を支給する「結婚祝い金事業」を22年から27年度までの6年間で71組、そのうち転出者は4組、平成28年度では、14組に結婚祝い金を支給したとの説明をなされております。非常に喜ばしいことであります。

その一方で人口増を図るためと思うが、「雇用を創出する」では、地場産業の育成と雇用の視点から水田利活用支援対策事業とあります。私が考えるには、水田利活用支援対策事業とは、転作に対する補助事業で大豆、枝豆、野菜、果樹等その他に関する補助事業であると思えます。

仮に、この事業で「第6次八郎潟町総合計画、実施計画」で見た場合に平成28年度においては、どのくらいの雇用があったのか、またこの他に何か新しい雇用を生み出す産業は創出されたのかお伺いいたします。これが一つ目であります。

二つ目ですが、町では人口減少対策に対して何か新しい係とか、プロジェクトチームを立ち上げ対応する考えがあるのか、県においては秋田未来創造部を設置し、その下に6課を設け政策を練っているようであるが、それに照応した対策を立てるのか、それとも町独自の考えで進むのかお伺いしたいと思います。

また最近、田園回帰1%戦略の論文を書いた、藤山浩氏によれば、組織は横断的に対応し、その地域地域にあった、あるいは年代ごとの興味、魅力を発見しアピールすることだと言われているようであります。

さらに、「ここには何もない」と言っているうちは、そこには人はやって来ません。

まず、地元の人が「こんな所に誰が来る、帰るだろうか」ではなく「ここで一緒に暮らそう」と呼びかけ、受け入れる姿勢を持つことが人々を取り戻す原点ではないかという話をしています。このようなことを考えて、さっき申し上げた質問にお答え願いたいと思えます。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えします。

まず冒頭に、人口減少は首都圏を除き全国的な傾向であることは言うまでもありません。秋田県では今年度、行政の機構改革を行い、4課2室で構成される「あきた未来創造部」を創設し、この問題に取り組んでいくこととなりました。

設

本町でも県と連携を図りながら、人口減少緩和策並びに、人口減少からくる社会的な生活環境への適応策を推進するため、平成27年度から5年間の町総合戦略に基づき、「雇用を創出する」「ひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「地域社会を形成する」の4つの基本目標の総合的な施策の中で、人口減少対策を考えております。

具体的な政策ですが、総合戦略概要版にも掲載しているように、「雇用を創出する」では、先程も言われた水田利活用支援対策事業、商店後継・起業支援事業、6次産業化推進事業、雇用促進奨励事業を、「ひとの流れをつくる」では、空き家等利活用支援事業、ふるさと回帰支援事業、はちバルを拠点にした観光誘客事業を、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、婚活支援事業、結婚祝い金事業、妊婦支援事業、出産祝い金事業、子育て支援としての各種負担軽減事業を、「地域社会を形成する」では、地域コミュニティ活性化支援事業、次世代活躍支援事業、シニア活躍支援事業、除排雪支援事業、危険空き家対策事業、買い物弱者対策事業などがあります。

なお、成果についてですが、直ぐに人口増加に結び付くと思われる施策の中から、数値で表せる部分のみ報告いたします。

商店後継・起業支援事業の28年度2年間で4件、あきた結婚支援センター入会登録料助成で3人、結婚祝い金の支給は28年度17組、出産祝い金支給では28年度17人などとなっております。

人口減少の原因は多種多様であり、対策についても様々な分野のものがあります。総合的な施策の中で取り組むべきものと考えており、行政組織・機構の中には、明文化しておりません。以上でございます。

7番 加藤千代美 私からの提案でありますけれども、この最近の人口減少で色々な論文が出ている訳なんですけど、特に秋田県で講演をお願いした、藤山浩さんの話を聞いてみますと、一世代だけでは人口増を図るのではなかなかいかない、それから一地域だけで人口増を図ってもうまくいかない、やはり小単位で各世代ごとの人口増を図ることが望ましいということを言われております。私もやはり、格差世代を目指すのではなく、年代的なものを考慮に入れて、今のような事業を実施してもらいたいということを要望しておきます。

次、定住・移住についてでありますけれども、この問題については過去にも何回か質問があったかのような感じもしますが、あらためて質問する上で八郎潟町の歴史を見てみると、昭和40年代の八郎潟町は、企業誘致に成功を収め、人々の移住が盛んであったようであります。そのためか、移住してきた人々を定住させるべき住宅建設が盛んに行われ、羽立団地、中嶋団地等の住宅建設の造成があったようであります。

この当時の移住してきた人の地域を見てみると千差万別であったようであります。この当時の人口が八郎潟町にとっては、最高の人口となり、その後段々と減少の一途をたどる訳ですが、実際に移住してきて八郎潟町に定住した人は何人位になるのか、また何故人口減少のスパイラルに突入していったのか、分析したことがあるのかないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 毎年実施している秋田県年齢別人口流動調査によりますと、直近の5～6年間の1年間における本町への転入者は、県内からは80～90名、県外からは30名ほどであり、転入者合計では毎年120～130名ほどであります。

ただし、転入者に対し、アンケート調査を実施していないので、定住又は移住者の実数は不明でございます。

7番 加藤千代美 この人数はわかりましたけれども、何故人口減少に陥ったかということについての分析はしたものでしょうか

町長 畠山菊夫 分析はしておりません。

7番 加藤千代美 次に、地域協力隊についてお伺いいたします。この地域おこし協力隊を受け入れた市町村を見てみると、何かそこに在住する人々にはない感覚で地域に溶け込み、新しい発見をし産業を興している人もあるようであります。なかには、派遣された地域が良くなり派遣された地域の人と結婚をし、定住に至ったという話もあります。

我が町においては、この地域おこし協力隊を導入する考えがあるのかないのか、お伺いいたします。

町長 畠山菊夫 このことについては、平成27年3月及び6月議会定例会でも一般質問がありました

設

が、「隊員の具体的な活動内容、勤務体制、活動費、サポート体制、居住など生活条件の整備等を十分検討した上で、今後地域おこし協力隊の導入を図りたい」と答弁しております。

昨年度あたりから、全国的に地域おこし協力隊の確保が非常に困難になってきている、との報告も聞かれており、秋田県内においても同様のようです。

本町では、隊員の具体的な活動内容を絞り込めていないのが現状ですが、方針が固まり次第、県とも連携を図りながら、地域おこし協力隊の導入を促進してまいります。

7番 加藤千代美 要望でありますけれども、地域おこし協力隊の中で五城目町のことについて、新聞で昨日も出ましたけども、その前にも町長が座談会に出ております。五城目町の協力隊の実態を見てみると、生産から食品に変わってきております。食品の加工から食味の検討にまで発展しています。やはり、段々とレベルアップしてきている実態もありますので検討してなるべく導入の方向で検討してもらいたいと思います。

次に、産業振興についてであります。先日ある農民より、農業基盤整備促進事業について質問がありました。今まで暗渠、畦畔の補助事業があって全て補助で賄えたが、何故今、急に自己負担（最大で10アール5万円）になるのかと言うのであります。

大潟村土地改良区から来る暗渠、畦畔事業の申し込みには、負担金はなく今まで通りにできるのに、何故八郎潟町はできないのか、と言うのであります。

しかも、基幹産業が、農業である八郎潟町で、かねてより町長は転作は枝豆、大豆と言っているながら暗渠事業が一番大切な畑作の補助が何故出来ないのか、その理由等についてお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 農業基盤整備促進事業は、食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるため、担い手への農地集積の加速化や高付加価値化の推進などにより、競争力のある「攻めの農業」を展開し、意欲有る農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要なことから、農地の区画狭小、排水不良などの地域の有する課題の解決に向け、区画拡大や暗渠排水設備等の基盤整備を、農業者の自力施工等も活用し行うことが有効であるため、農業基盤整備促進事業により農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、農業競争力の強化を図ることを目的としております。いろいろと質問されましたが、それについては課長が答弁いたします。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。

農業基盤整備促進事業につきましては、昨年の12月に事業の要綱・要領の改正がございました。施工方法につきましては、施工方法を問わず補助金を農業者へ支払う仕組みから、農業者の自力施工、町が業者への発注・施工と農業者との施工の組み合わせの二通りの組み合わせとなって変更となっております。また助成単価も見直されました。

改正前は、10アール当たり区画拡大が10万円、暗渠排水が15万円の助成単価となっておりますが、改正後は、10アール当たり区画拡大の自力施工で4万円、業者との施工では5万5千円、暗渠排水の自力施工では8万5千円、業者との施工では10万円の基本助成単価となっております。助成単価が減少したことから、業者施工の不足分を負担して頂くこととして通知を発送しております。

また、議員がおっしゃいました大潟村土地改良区の件でございますが、大潟村はすべて自力施工ですので、農家が行うことですので補助はございません。以上です。

7番 加藤千代美 お話を聞いておりますと、施工方法が変わったので単価が下がったという説明でありました。自力施工の中で、農業者が農業者に発注した場合においては負担金はそのままだと、大潟村の施工はそうとなっております。

例えば、加藤千代美が暗渠排水事業を行うと、大潟村の農業者がそれを施工したという場合においては、15万円そのまま出すと、こういう仕組みになってる訳です。それが大潟村の実態です。いわゆる私が考えるには、町が本気度で基盤整備事業、あるいは

農業生産力の向上を上げるために援助する気が、あるのかないのか、国の補助金が確かに下がったのは事実だと思います。しかし、それを農業者に負担をかけないで、町の負担で行うというのも政策の一つだと思いますけれども、その点についてはどうですか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問でございますが、大潟村土地改良区さんのその施工方法につきましては自力施工というのは、自分がやることであって、他の方に委託する問題ではございません。ですのでその方法は私共は出来ないこととございます。

それから、補助金の関係でございますが、普通補助の場合は事業者が補助金をもらう

設

はずでございます。それが、大潟村の土地改良区が5万5千円のを、10万円ということにしてやると言うことは、私共考えられない施工方法、また補助金の交付のやり方ですので、それについては大潟村さん、大潟村土地改良区両者に確認したいと思います。以上です。

7番 加藤千代美 私が今聞いたのは、それはそれでよしとしても、その差額分を行政が負担して農業の基盤整備を行って、農業所得を上げる気があるか否か、それが第1点です。

それと参考までに言いますけれども、出来ない出来ないと言っては何も出来ないですよ、現に私も今回役場の方から、鴨については補助金はありませんよと産業課から指摘された訳ですよ、それでそのことは実際にどうかということで、県庁に行きましたら、これは、ちゃんと補助金は出ますよと、こういう指導を受けて指導要項に基づいて町の方に指示がきた訳です、こういう実態もある訳です。

出来ない出来ないでは、何も出来ないですよ、やる気があるかないかと補助金を出せる状態であるか否か、その2点について聞きたいと思います。

産業課長 加藤貞憲 本町では、八郎潟土地改良区が行っております県営の土地改良事業、それから戸村土地改良区が行っている県営土地改良事業、それから今後戸村土地改良区管内でございますが、高岡地区の圃場整備事業、この大きな3つの事業を本町がかかえております。

この3つの事業に関して、高岡の圃場整備事業、それから八郎潟土地改良区の土地改良事業につきましては、今後過疎債を活用して実施していきたいと考えております。

そして、今回の基盤整備促進事業の件でございますが、事業については土地改良区の事業も同じであります、ある程度個人負担もありと考えております。全額、国の補助であった交付金でありました事業については、それでよろしいんですが個人の負担も必要な部分も出てくると思います。確かに全額負担した場合、どなたもやりたいということは確かだと思いますが、全てにおいて補助で行うというのは、この町としてもなかなか望めないことと考えております。以上です。

7番 加藤千代美 補助金のことなんですが、結果的にはですね、この畦畔を省いて大面積にすると、暗渠をやって畑作がかなう圃場にするということで、この事業は出発したはずですよ。

それが為に、八郎潟の農家の人達も枝豆をやったり、大豆面積が確定してきたものと思います。しかし暗渠の利用年度というのは、だいたい7年位で穀暗渠の耐用年数というのが来るはずですよ。そうすると次回は、自己資金でやらなければいけないということになった時に、せっかく定着してきた転作事業というものは、すごく歩止まりが悪くなる訳ですね。今、町では農家所得を上げると言っております。国においては10アール単価の所得を上げると言っております。10アール単価の所得を上げるには、米価では間に合わない、転作をいかにして導入していくかということが基本なのです。

しかも、町の基幹産業は農業であるから、何としても基盤の整備事業、特に暗渠、これは近々の課題だと思います。そういうことを再度検討してもらいたいということをお願いして私の質問を終わります。

議長 村井 剛 これにて、7番 加藤千代美君の一般質問を終わります。

次に、9番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

9番 近藤美喜雄 このたび、2点の一般質問をさせていただきたいと思っております。

一つ目は、人口減少のスピード緩和策というようなことでございます。子供の数や移住者対策いわゆる「地域力創造」の県政に対し、一般の厳しい評価が下った。これは、16年度の県民意識調査、数字は割愛しますが、いずれもはるかに目標を下廻ったからであります。

もう一件は、5月18日の湖畔時報によれば、最近驚いた数字として、28年度における八郎潟町の出生数が19人であったということが報じられていました。そこに町長の談話も紹介されておまして、「町内の空き地・空き家などを活用し、対策を講ずるなど、人口減少のスピードを緩めるよりない」とこういう風な談話が発表されておりました。スピードを緩める、この事は私もその通りだと思います。いろんなやり方が出てくるだろうと思っておりますけれども、いずれにしても手をこまねいて見ている訳にはいかない状況だというようなことになるかと思っております。

人口減少対策、出来ることはやる、将来の町の在りように禍根を残さない不断の努力効果に可能性があると思われるならば、何でもやらなければならないという考えを持ちます。何でもやると言っても、当然厳選しなければならない訳でありますけれども、何

でも出来ることはやるという基点に立ちたいと思います。

そこで、2点ばかり具体的に提案させていただきます。一つは、庁舎建設の関係であります。企業で言いますと貴重な設備投資、事前に十分な調査を踏まえ投資的に勝算が

なければ実施を見合わせる、という厳しい見方がございます。町においても、今までの検討の場、今後の波及効果等を考えて立地を慎重に総合的に判断するための、深みのある議論があったのかどうか、状況は変わりますけども、付け加えるならば昔から役場庁舎の建設問題は、大きな議論となってきたものと思われまして同時に役場が何処へ行くかということで、町の発展、あるいは町政の新調に大きく影響してきたものと思えます。こういう風なことを考えますと、いまさら我々議会の立場で議論することはどうなのかという風な観点もしない訳でもございませんけれども、議会再度でこの関係については、我々議会としても改めて取り上げなかつたという風な責任も多少あるようにも

思います。こういう風な局面の場合に、我々議員が一体どのように対処すべきか、こういう風なことも考えて自問自答している所でございます。それでは、最初のご答弁を町長からお願いいたします。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えします。

役場庁舎につきましては、行政報告でもお知らせしたように、3月に開催した庁舎建設検討審議会において、新庁舎建設の建設場所は、現庁舎南側の駐車場とする行政案に同意をいただいております。

行政案では、財政面から建設用地を取得しないことを基本とし、町有地となっている大道駐車場、現庁舎の二者択一をした結果、改善センター、保健センター、さらには、えきまえ交流館はちパルとの連携という観点から、現庁舎南側駐車場としたものでございます。

庁舎建設検討審議会においては、建設場所決定に至る特段の意見はありませんでした。

少しだけ、ちょっと追加しますけども、役場庁舎建設に関しては、私自身、町長に就任した時からの近い将来の大きな課題であると思っておりました。そうした中、国の公共施設耐震調査が義務化され、これまで小学校体育館、浄水場建屋、昨年には町民体育館を、今の耐震基準に対応できる建物として補強してきました。

一番早く耐震調査を終えた役場庁舎でしたが、熊本地震等を考えますと、私自身一刻の猶予も許されないのではと感じております。

しかしながら、近藤議員言われるように企業で言えば新調な設備投資で、慎重を重ねて行う事業と認識しております。建設用地を取得しないことや、仮庁舎を持たないこと

等、財政面に考慮し町民の皆様のこれまで以上の利便性を図りながら進めて行きたいと思っております。

9番 近藤美喜雄 町長の答弁もかなり先の方までいったような所もありますけども、一応提出されておりますので、一通り質問したいと思います。例えば今の役場庁舎の問題と関連してのごでございますけども、私の考えとしては、小学校跡地の活用とリンクさせるという風な考え方もあるだろうというように考えておりました。跡地利用と新庁舎の相互関係、新しい町の創造と住民活動発生の意識を持った計画的な場所にして欲しいというように考え方がございました。それに伴う相乗効果、将来に成果の期待できる投資であって欲しいという風なことを考えていた訳でありますけども、町長、今の答弁はそれと関連してるんですか。

町長 畠山菊夫 小学校跡地については、様々な利活用が考えられます。役場現庁舎解体後の跡地整備そして周辺道路の整備も考慮しながら、多方面の視点による検討を重ねて参ります。

9番 近藤美喜雄 私は、前提を小学校跡地とのリンクという風なことにしておりますので、一通りいきますと小学校跡地の活用例は全国で色んな事例が紹介されております。アイデア競争と申しますかこういう風なことがございまして、その町村によっては活性化の起爆剤として生かされているのではないかなと思って見ております。それを後押しする行政の方針であって欲しいという風な考え方を持っております。小学校跡地の活用は、宝の山だとか色んな表現で紹介される場合がありますけども、やはり庁舎問題と一体感を持った町の活性化の核にならないものかと、していただきたいなという風に考えております。

当然、他の例を見ますと将来の雇用の促進、創出こういう風なことに繋がる方向で活用されているようでございます。例を挙げれば中央からの人口移動に資するために、例えばこれは可能性はまったくわからない訳でございますけども、利用の例としては企業の研究分室の関係、あるいは大学の研究室の誘致、こういうようなこともやぶさかでは

設

ないのかなということが、やはり将来の方向を見定めると色んな引くことがあるのかなということを考えていたりしております。それから私の原稿はそこまででありますけども、1番のところはそこまでですが、現地といいますか、今現在の南側という風なことで話が進んでいるようでありますけども、建設場所の決定の流れといいますか、こういう風なことが、何処でどのようにということがちょっと懸念されます。昨日の行政報告では、庁舎建設検討審議会、この審議会です承を得たという風なことがありました。この庁舎建設検討審議会なるものが、どの程度の権利を持っているのかわからないですけどもそういう風なところで場所の選定・決定が行われるものかどうか、ということがちょっと考えられましたので、この点について伺いたします。

総務課長 小野良幸 庁舎建設検討審議会の方では、行政の案に対して意見をいただく機関でございます。その意見に基づきまして、正式には行政が決定するものでございます。以上です。

9番 近藤美喜雄 行政報告の内容についてはまず、いま総務課長が言った通りですけども、町長の意向として一言伺いたいと思うんですけども、場所の選定・決定の考え方、何処でどういう風に判断したのか。

町長 畠山菊夫 財政面で色々一番考慮しなければいけない、ということが第1点でございます。先程も言いましたけども、新しく用地を取得しない、そしてまた仮庁舎を持たないということで、いまの南側という私なりの判断ではそうしました。

9番 近藤美喜雄 それでは次の方へ進みますけども、二つ目の提案は人口減少対策の一つ、空き家対策都市部からの移住促進対策、あるいは町内の若者が住宅を町内に建てるための大胆な支援、いま言ったのは比較的若い人達は親と一緒に住まないのが非常に多い訳であって、後々かあるいは家を建てる、こういう風な場合に外へ行く者がかなり見受けられますので、そういう風なことに対しても総合的な対策を講じていく、こういうのが積み重なっていくと大きいのかなと思ったりしておりますので、こういう風なことに対してはどういう風に考えておられるのか。

町長 畠山菊夫 秋田県では、今年度から「あきた未来創造部 移住・定住促進課」を新設する機構改革を実施し、様々な分野における人口減少対策や社会適応策について推進するとともにNPO法人秋田移住定住総合支援センターが移住定住者希望の支援を、また秋田県ふるさと定住機構がAターンプラザやハローワークと連携し、Aターン促進を進めるなど、県ぐるみでの取り組みを行っております。一方、町では、平成31年度までの5年間の期間とする「八郎潟町総合戦略」において、4項目の基本目標を掲げております。この総合戦略の推進にあたっては、各課が連携し、進めることとしております。本町において、移住・定住促進については県と連携しながら各課の連携による総合戦略の推進体制の中で機能させていきたいと考えております。

9番 近藤美喜雄 ちょっと私、原稿とんでしましまして、肝心なところが落ちてしまいました。と言うのは、いまの質問の中でいわゆる移住・定住対策というのは非常に大きいということでこれを具体的に進めるためには、役場の中での取り組む部署、「移住・定住対策室」等の設置、これが大きく役割を果たしてくるんじゃないかと、具体的な進め方、全体的なモラル的な考え方でいくと、何となくいままで通りという感じはありますが、具体的に進めて、いくらかでもその成果を得てるという風なことになると、いろんなことが必要かなと、いま町長の答弁でもありましたが、そういう風なことを考えております。それで人口減少問題は既に待ったなしの状況にあり、あらゆる分野において対策を講じていかなければなりません。そこで質問ですけども、移住希望者の発掘と調整、総合的なサポート、条例制定、体験型モデルハウスの設置と体験者の募集、専従職員によってこれらの業務を専任的に進めるためのチーム、これがいわゆる効果、成果が期待されるという風に考えておるところであります。これらの点について、もう一度町長からお願いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 先程とちょっと同じような答弁になってしまいますけども、現段階では、県が行っている移住・定住施策の枠組みの中で、進めていきたいと考えております。専任的に進めるためのチームはいまのところ考えておりません。

9番 近藤美喜雄 以上二点の提案であります。総合的な町づくり方策でもありますので、既存の計画にとられることなく、あるいはまた「お金がかかる」などの議論を超えて、町の存亡に係る大事な状況下にありますので、将来を見据えた実りの期待できる事業として実施されることを望みたいと思っております。近々の課題として前向きに検討していただきたいという風に考えております。総体的観点からもう一度、町長から一言あればお伺いしたいと思います。

町長 島山菊夫 近藤議員言われるように、移住・定住対策室の設置や専従職員がいて総合的かつ専門的に取り組めるチームがあれば、効果をだせるのかと思っておりますが、先程言いました通り現段階での設置については、ちょっとご理解をいただきたいと思っております。人口減少対策は、増やす対策と減少スピードを緩やかにする対策、どちらも考えなければなりません。いま議会の皆さんからご承認いただいた、総合戦略の基本となる4項目をそれぞれの担当課が連携しながら対応していますが、今後は、はちらぼ組織の皆さんとも協力しながら人口増加に繋がる有効的な事業に取り組んでいきたいと思っております。

9番 近藤美喜雄 私の質問の質問目は、最後に要望事項を書いています。これは財政的な問題で答えを求めている訳でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次の質問の方に入らせていただきます。八郎湖の水質改善についてであります。

あらためて紐とけば、汽水湖で豊かだった湖が、食糧増産運動のあおりを受け、干拓事業を進めた結果、完全に閉鎖された淡水湖として現在に至っております。

流域からの流出水と干拓地内農地の反復使用水などによって、水環境は悪化しているように思います。状況を語るまでもなく、誰もがこの湖の状況を変えたいと思っているのではないのでしょうか。この状況は、夏場にあまり水量の多くない流入河川まで影響を及ぼしていることは否めません。町長がこの関係等については主因者ではないことは承知しておりますが、八郎湖水質対策連絡協議会のメンバーである関係上、もし可能な範囲でお答えいただければと思っております。

最初に、まず国にいままで何回か要望してきておりますが、水質改善について国に要望した、特に町長が就任してから24年の6月にも、直接国の方へ出かけた関係がございます。こういう風な関係、その他の関係で何か県なり、国なりこの関連事項で動きがあったものかどうかお伺いしたいと思います。

町長 島山菊夫 国への要望事項は、「八郎湖の承水路や調整池の浚渫事業の実施」「八郎湖への新たな導水計画の実施」そして「アオコ発生対策に要する自治体に対する財政支援、これは飲料水の高度処理事業及びランニングコストに対する支援」の3項目であります。そのうち浚渫事業と新たな導水計画の2項目については、一時県でも検討された経緯もありますが、巨額な費用を要することと、その費用対効果がどれくらいあるのか、有識者からは問題視されていたことから見送られました。以上のことから実施に向けては、非常に厳しい状況であると認識しております。

また、アオコ対策に伴う水道水高度浄水処理ランニングコストの財政支援については町当局の判断ですが、収益的収入で対応できなくなり、一般会計から水道会計へ補助金等を支出した場合、特別交付税に算入される可能性があると考えております。

9番 近藤美喜雄 中々難しい問題でありまして、簡単にはいかないと思っておりますけど、国なり県なりに波状的な運動が必要だろうということもありますが、働きかけその物はどうだったのかなというようなこともあります。それで、運動の一つとしてここに掲げているのは、八郎湖水質対策連絡協議会の構成市町村、これは9市町村がありますけれど、県と10団体で構成されているようですが、八郎湖周辺関係市町村ぐるみのパワーで運動が展開できないものかどうか、と言うのは、私共のところだけ必要なような感じで運動しても、あまり効果がないんじゃないか、いわゆる国なりの受け方というのが、やっぱり諫早湾でないけども、地域を揚げた運動でないで単発では中々力が出ないだろうと思っております。

こういう風なことで、いわゆるここに入ってるような市町村の地域ぐるみのパワーという物が何とかかならないものかなと、各町村で集会を持つなり、あるいは全体で大会を開くとか、あるいは県なり国なりに要望するとか、地域ぐるみの動きが出来ないものかどうか、その点についてお伺いします。

町長 島山菊夫 近藤議員もご存知のとおり、水質改善対策は副知事を会長として、八郎湖流域市町村で構成する、八郎湖水質対策連絡協議会で協議されておりますので、この機会等で要望や意見等を伝えております。

設

八郎湖の水質悪化要因である、水田からの排出負荷削減対策や下水道の水洗化推進対策などは、流域市町村、地域住民、事業者等、官民一体となった地域ぐるみの対策が重要であります。排出負荷削減では、専業、兼業農家、また、個々においてもそれぞれの事情があり、環境保全型農業や水田からの排出負荷抑制に取り組む農家の認識が必ずしも一致していません。下水道の整備状況についても、市町村で大きな開きがあるなど、多くの課題を抱えながら、一つ一つ解決して行かなければなりません。このためにも近藤議員が述べられた地域ぐるみのパワーを活かした水質改善に向けた八郎湖流域住民の取り組みを、一層推進するために協議会等の機会で、議論することが重要と考えております。

9番 近藤美喜雄 最後になりますけれども、海水の試験導入・限定導入というのがあります。

これは当然一般的に言いますと、残存湖の範囲というのが強くなると思いますが、稲作期間の関係とか、その他当然我々のところでは飲料水の関係もありますので、こういう風なことを考えての限定的な導入というようなことであります。かつて海水が流入し一時的に汽水化した経験は八郎湖にとって往時を偲ぶ状況があったともいわれております。ただし、この時は事故のため海水流入がコントロール不能の状況にあったため、当然被害もあったようです。その後は、私もこれ書いたのをちょっと見ただけなので科学技術の発展はハード面の改造なしに、管理汽水化を可能とする条件がかなり整ってきているだろうというものがございました。どこまでどうなのかわかりませんが、そういうようなこともあればかなり限定的なことも出来るのかな、可能なのかなというようなことも考えます。いわゆる水環境をこのような限定的な海水導入によって、水環境を大きく変える試みはいかがなものかなという風に考えております。

この件については、町も過去において議会と連名で国に要望した、いわゆるその試験導入、海水の試験導入ということを項目の中に入れて国に要望した経緯がございます。

こういう風なこともありますので、いま改めて検討して見てはどうか、あるいはまた要望を取り上げて見てはどうか、と言うのは、飲料水の関係とか農業施設に関する影響というのがやっぱり研究者の中でもあるようで、これが完全に無いという状況ではないと、当然ない訳ですからそういう風なことも検討しながら、この後、もしこれが出来るとすれば非常に大きなパワーになる訳でありまして、かつての八郎湖は防潮水門がなかったですから、そういう面では非常に水がきれいであったということにもなります。

こういう風なことを検討しながら、この後、町長の頭の隅っこに一つ置いていただいでご検討いただきたいなと思っております。町長、何か答弁ありますか。

町長 畠山菊夫 いま近藤議員おっしゃった海水の導入、これについては被害を及ぼさない程度の試験導入とはいえ、塩害を起ささない補償はないと考えております。また、海水を導入して仮に水質が改善された場合、今後どのような対策を講じるのか、海水導入に伴う水質改善対策の方向性を示したうえであれば、検討が必要と思っております。ただ、本町の場合は高度浄水処理を行っておりますので、飲料水にも関わることなので慎重に進めたいと思っております。

9番 近藤美喜雄 以上であります。特に、この水の関係については、かなり町長の答弁の範囲を超えているなという風な気がしておりますけれども、ご回答どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただく訳でありますけれども、昼食のため休憩し、午後1時半から常任委員会を開催していただきたいと思っております。
なお最終日は9日、午後3時より本会議を開きます。
本日の会議は、これを持って散会いたします。大変ご苦労様でした。

(午前11時57分)

平成29年八郎潟町議会6月定例会 会議録

設

第4日目 平成29年6月9日（金）

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案第34号から議案第38号までの5議案並びに承認2件、陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 これより、各常任委員長に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。
質疑ございませんでしょうか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようなので、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第34号 八郎潟町職員の育児休業に関する条例及び八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第34号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第35号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第35号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第36号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第36号について、委員長の報告は可決

であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

設

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、議案第37号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第37号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、議案第38号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第
1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第38号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、承認第1号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の
承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。承認第1号について、委員長の報告は承認で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第1号は、委員長報告のとおり承認することに決定
いたしました。
次に、日程第8、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。承認第2号について、委員長の報告は承認で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第2号は、委員長報告のとおり承認することに決定
いたしました。
次に、日程第9、陳情について、討論、採決いたします。
陳情 受理番号第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはか
るための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、討論を行います。
討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第3号について、委員長の報
告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めま
す。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第3号は、委員長報告のとおり採択することに
決定いたしました。
次に、陳情 受理番号第4号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止
条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情について、討論を行います。
討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採択いたします。陳情 受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

議長 村井 剛

それでは、再開いたします。

次に、委員会提出議案第3号及び4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛

異議ないものと認めます。

追加日程第1、委員会提出議案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 委員会提出議案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書(案)であります。地方自治法第99条の規定により、別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出いたします。提出者議員 加藤千代美、賛成者議員 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、文部科学大臣 松野博一、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗であります。

議長 村井 剛

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について、討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛

ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第3号は可決と決定いたします。

追加日程第2、委員会提出議案第4号 日本政府は、核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第4号 日本政府は、核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

八郎潟町議会議員 村井剛殿 提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 第71回国連総会の全体会合で「多国籍核軍備撤廃交渉の前進」が多数で採択され、決議にもとづく交渉会議は3月27日から国連本部で開かれましたが、日本政府は、アメリカなどの核保有国に同調し、参加しませんでした。唯一の被爆国の政府として被爆者の願いに応えるべきです。

政府は、6月に始まる国連本部での会議に参加し、法的拘束力のある核兵器禁止・廃絶の実現に尽力することを求めることから、意見書を提出するものです。

日本政府は、核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを

求めます。(案)

設 地方自治法第99条の規定により、別紙意見書(案)を会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年6月9日 提出者議員 伊藤敦朗、賛成者議員 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長以上です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について、討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第4号は可決と決定いたしました。次に、日程第10、議案第39号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします、議案等の概要についてご説明申し上げます。
議案第39号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
固定資産評価審査委員会委員の佐藤兼市氏は、平成29年7月23日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものであります。
なお、任期につきましては、平成29年7月24日から3年間であります。
佐藤氏は、人格も高潔で、固定資産の評価に関し豊富な識見を有する者として提案するものであります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。日程第10、議案第39号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第39号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第11、議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員の佐藤直俊氏は、平成29年6月28日をもって任期満了となりますので引き続き教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものであります。
なお、任期につきましては、平成29年6月29日から4年間であります。
佐藤氏は、人格も高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として提案するものであります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。日程第11、議案第40号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、本案に賛成する諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第40号については、同意することに決定いたしました。

次に、日程第12、報告第1号 平成28年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の56ページをご覧ください。
報告第1号 平成28年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
平成28年度八郎潟町一般会計予算の地方創生拠点整備交付金事業、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金、臨時福祉給付金(経済対策分)事業、農業基盤整備促進事業、戸村地区ため池等整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、塞ノ神公園道路舗装工事、社会資本整備総合交付金事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議長 村井 剛 日程第12、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。

議長 村井 剛 次に、日程第13、報告第2号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 資料58ページ
報告第2号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の秋田湾・雄物川流域下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議長 村井 剛 日程第13、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。
次に、日程第14、報告第3号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計予算切越計算書の報告についてを上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 資料60ページをご覧ください。
報告第3号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計予算繰越計算書の報告について
八郎潟町水道事業管理者が、平成28年度八郎潟町上水道特別会計予算の八郎潟町浄水場電気設備更新事業、八郎潟町浄水場原水弁更新事業に係る建設改良費繰越の予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

議長 村井 剛 日程第14、報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。報告第3号の報告を終わります。
次に、日程第15、報告第4号 平成28年度八郎潟町一般会計事故繰越繰越計算書の報告についてを上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 資料62ページ
報告第4号 平成28年度八郎潟町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について

設 平成28年度八郎潟町一般会計予算の林道浦大町線道路修繕工事に係る事故繰越繰越
計算書を調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するもの
であります。

議長 村井 剛 日程第15、報告第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。報告第4号の報告を終わります。
次に、日程第16、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。配布
資料のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。従って議員派遣については、配布資料のとおり派遣すること
に決定いたしました。
今期、定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会6月定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時45分)